

議案第20号

平成30年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 1.2ヘクタール |
| (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 15.1ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	281,682千円
第1項 営業収益	241,966千円
第2項 営業外収益	39,716千円
支 出	
第1款 埋立事業費	260,175千円
第1項 営業費用	231,192千円
第2項 営業外費用	28,983千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額152,440千円は、過年度分損益勘定留保資金119,522千円及び当年度分損益勘定留保資金

32,918千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 152,440千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 130,000千円

第2項 利子補給金返還金 22,440千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム更新事業 (一時借入金)	平成31年度から 平成35年度まで	465千円

第6条 一時借入金の限度額は、97,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 19,965千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 412千円 |
| (2) 職員の児童手当に要する経費 | 96千円 |

平成30年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治